

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（第16回）・
ワーキンググループ（第13回）

1 日時 令和6年4月8日（月）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、越前構成員、奥村構成員、落合構成員、クロサカ構成員、
後藤構成員、澁谷構成員、増田構成員、水谷構成員、森構成員、山本（健）構成員、
山本（龍）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
アーアイネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法
人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信
事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブ
ルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一
般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

- (1) オブザーバーの追加
- (2) 構成員からのご発表
- (3) 基本的な考え方等について
- (4) 今後の進め方
- (5) 意見交換
- (6) その他

【宍戸座長】 定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第16回会合及びワーキンググループ第13回会合の合同会合を開催いたします。

本日は、御多忙の中当会合に御出席いただき、誠にありがとうございます。ワーキンググループのほうも、隨時、独自に開催いただいているようで御礼を申し上げたいと思います。

議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は、本体資料として資料16-1から参考資料16-1までの8点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し付けください。傍聴の方につきましては、本検討会ホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は石井構成員、安野構成員、山口構成員が御欠席予定、曾我部構成員は途中で御退席予定と伺っております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、まず、本日の議事の進め方について御説明をしたいと思いますが、その前に1点、オブザーバーの追加について、私より御説明を差し上げるつもりです。その後、構成員からの御発表として増田構成員からの御発表と御質疑等をする。その次に、基本的な考え方につきまして、事務局、それから総務省情報通信政策研究所様より御説明いただき、それらの御説明の後に一括して質疑の時間を設けたいと思います。そして最後に、今後の進め方について事務局より御説明いただくということとしたいと思います。本日も盛りだくさんでございますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議事の（1）オブザーバーの追加でございます。本検討会の開催要項4-6は、座長は必

要に応じ、本検討会の構成員またはオブザーバーを追加することができると定められております。これによりまして、資料16-1のとおり、新たに一般社団法人日本民間放送連盟様にオブザーバーとして御参画いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。チャット欄で御賛同の御意見を承っております。

それでは、このとおり、民放連様にオブザーバーとしてお加わりいただくということにしたいと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、議事の2に移ります。構成員からの御発表といたしまして、本日は増田構成員から御発表をいただくということでお願いをしております。資料16-2でございます。

大変恐縮でございますが、20分で御報告をお願いいたします。

【増田構成員】 承知しました。

本日は、報告をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。全国消費生活相談員協会の増田でございます。

本日は、情報を受け取った消費者から相談を受け付ける消費生活相談員の立場から報告させていただきます。

では、スライド、次、お願ひいたします。

まず初めに、本協会について簡単に御説明したいと思います。

本協会は、全国の自治体に勤務する消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。全国6支部で消費生活相談員である会員が活動しております。

次、お願ひいたします。

主な活動ですが、週末電話相談室を実施して、毎年報告書を作成しております。また、電話相談110番を実施して、相談内容を集約分析して要望などを行っております。

2022年度は、その「広告」気になりませんか？ 2023年度は、デジタル勧誘 SNSやチャットの相手は信用できる？ ということをテーマに実施いたしました。また、適格消費者団体としての差止請求の活動、そして消費生活相談員のための各種研修や消費者教育を実施しています。

次、お願ひいたします。

これは、消費者教育用教材の1つです。御覧のように、アクティブシニアを対象としたものや、インターネットの危険を知って利用してもらうための教材、通信の基本の冊子などを作成して、消費者に提供しております。

次、お願いいいたします。

消費者庁では、法定白書である消費者白書を毎年作成して報告しています。このグラフは、令和5年度版消費者白書からの抜粋です。毎年6月頃に前年度の公表がありますので、このグラフは2022年度のものとなります。SNSをきっかけとした消費生活相談件数は6万552件と過去最多となっています。2023年度もさらに増加するのではないかと思われます。幅広い年齢層でトラブルが発生しており、前年まで最多であった20歳代を、2022年度は50歳代が初めて上回りました。

次、お願いいいたします。

ここからは、本協会の自主事業である週末電話相談や電話相談110番で受け付けた相談の中から、画像・動画投稿SNSがきっかけとなった事例を御紹介します。字が小さくて、読みにくいかと思いますが、後で御覧いただければと思います。

まず1番目は、画像投稿SNSの広告からスポーツ用品メーカーの詐欺サイトに入ってしまい、注文してしまったという事例です。その後の②、③、④は、画像投稿SNSや動画投稿SNSに表示されていた広告をタップしたら、メッセージアプリに誘引されて、メッセージアプリで勧誘を受け、被害に遭っています。②は、画像投稿SNSを閲覧中、著名人の株の講座の広告が表示されタップしたところ、メッセージアプリの株取引の勉強会のグループに登録するように案内され、著名人を名のる人物から講義を受け、その後アシスタントを名のる人物から海外の金の取引のプラットフォームを案内され、個人名の銀行口座に振り込み被害に遭っています。③は、AIツールを使ったサポート契約のために、700万円を消費者金融から借り入れて支払ってしまったという事例です。④は、副業のために120万円を支払ってしまい、さらに、報酬引き出しのために違約金130万円を払うよう言われているという事例です。

次、お願いいいたします。

事例の⑥、⑦、⑧は、画像投稿SNSでダイレクトメッセージをもらって、メッセージアプリに誘導されて、そこで被害に遭っています。SNSによってそれぞれ特徴がありますけれども、プロフィールを公開している場合にこのようなメッセージが来るのではないかというふうに推測しております。⑥は、暗号資産の取引で600万円の被害、⑦はウクライナのキャンプの整形外科医を名のる人物と交流して、いわゆる国際ロマンス詐欺に遭いそうになっています。⑧も有名歌手を名のる人物との交流で被害に遭いそうになりました。

次、お願いいいたします。

⑨は、画像投稿SNSに韓国人男性からダイレクトメッセージが届き、メッセージアプリで交流するようになって、副業のために銀行口座に合計約700万円を振り込んでしまいました。⑩は暗号資産取引のために指示された口座に300万円を支払い、もうけが出たというので換金を申し出たら、警察が介入するらしいので回避するためにさらに450万円支払うようにと言われています。⑪は、弟さんからの相談で、お兄さんが画像投稿SNSで知り合った外国人の銀行アナリストの女性から暗号資産の投資を進められて、約1,500万円をネット銀行へ振り込み、もうけが1億円になっているけれども、出金のために450万円の手数料が必要だと言われ、来週中に支払わないと出金できなくなるといって、弟さんが詐欺だと言っても耳を貸さず、自殺もほのめかしているという大変深刻な事例となっています。⑫も、やはり海外に住む男性から中国の取引所に資金を送金するだけでもうかると投資を勧められて、20万円を個人の口座に送金し、取引所の口座には150万円あるが、その男性に認証金57万円を払わなければ引き出せず、マネーロンダリングの疑いで法的措置をとるとメールが届いたというものです。

次、お願いいいたします。

デジタル空間における消費者の課題についてです。

まず、SNS広告から誘引されて消費者トラブルに遭遇することが大変多くあります。デジタルプラットフォームは、消費者から通報する仕組みを設けているとのことです。知らない消費者も多く、また、通知したとして、どのような効果があるのか分からることから、活用しない人も多いのではないかと思われます。仕組みを設けたのであれば、その制度を広く広報することや、仕組みの目的、実際に活用したことの実例を消費者に報告する必要があると思います。また、トラブルに遭っても広告会社への苦情につながらないことも挙げられます。相談者は、自身の被害回復が目的ですので、広告の問題を指摘したとしても、その相談者の直接の被害回復にはつながりません。また、現状、広告会社が何らかの対応をすることの期待はできません。今回の報告では紹介しませんでしたが、消費生活相談においては、動画投稿サイトの広告から誘導されて、化粧品や健康食品の定期購入契約になってしまったという相談がいまだに大変多く寄せられています。SNS上の広告の問題は、大変に深刻な状態にあります。

次に、消費者がデジタル空間では、偽情報誤情報が混在していることを理解していないという問題です。情報元が信頼できるか確認する習慣がない、確認する方策を知らない、ファクトチェックされた情報があることを認識していない、事業者における偽サイト、偽情報誤

情報の削除など、対応が不十分ということが考えられます。そして、消費者保護関連法が、デジタル契約について対応できていないと考えられます。特定商取引法における通信販売取引の規制が不十分です。また、画像・動画投稿SNSから誘引されることが非常に多いのですが、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法はSNSに適用がなく、この法律を改正しない限り、開示請求が困難です。また、消費生活問題では、財産被害事案がほとんどあって、権利侵害事案と言えないため、プロバイダ責任制限法による開示請求も難しいです。画像・動画投稿SNSの自主的監視、管理が不十分であると考えられます。

次、お願ひいたします。

既に様々な仕組みをつくっていただいていることは分かりましたが、仕組みをつくっておいたとしても活用されていなければ意味がないため、さらに消費者が容易に情報提供できるようにすると同時に、得た情報を活用していただきたいと思います。まずは、デジタルプラットフォーム事業者によるプラットフォーム内の安全性確保をしていただきたいです。偽情報誤情報、違反行為などを迅速に削除・アクセスを禁止する。禁止行為を明確にし、具体的な違反事例を紹介する。同時に削除やアクセス禁止をした場合、発信者が理由を理解できるようにしていただきたいと思います。これまで、デジタルプラットフォームとは少し違いますが、オンラインゲームでアカウント削除された人から、なぜ削除されたかの理由を知りたいという相談を受けることがあります。事業者は、理由を説明すると悪用される可能性があるといって説明しないケースがあります。それは理解ができるところなのですが、詳細な説明はしなくとも、この項目に該当するという説明は必要だと思います。不適切な広告の問題について問合せしたり、このような相談が寄せられることがありますので、消費生活相談として、相談が寄せられた場合の連携体制をつくっていただきたいと思います。そして、通報制度を広く広報し、通報先を分かりやすく明確に書く。AIを利用するに当たって、基本的理念を遵守し、遵守していることを明記することを求めたいと思います。

次に、検索エンジン運営事業者によるウェブ上の安全性確保も同様に、ブラウザにおけるチェック体制を強化していただくこと、利用者からの通知制度を広く広報すること、情報元の信頼性について、消費者が容易に確認できる仕組みの構築をお願いしたいです。

そして、広告会社における適切な審査についてですが、広告会社や広告代理店と消費者との間には、広告情報伝送プラットフォームや広告仲介プラットフォームなどが介在して、非常に複雑な仕組みがあると報告をいただきました。どこに通知すれば一番効果があるか分かりませんが、広告会社、広告代理店、そして広告枠を売っているデジタルプラットフォー

ムは、苦情をしっかり受け付けていただきたいと考えます。そして、苦情が多いにもかかわらず、広告会社が適切に対処しなかった場合の措置も検討していただきたいと思います。

次、お願ひいたします。

利用者のＩＣＴリテラシーの問題です。学校では今後教育が実施されると思いますが、既に学校を卒業した人、社会人になっている人への教育の場がありません。親や子育て世代、高齢者にも、なかなか情報が届かないのが現状です。企業においては、企業のための社員教育はしても、消費者教育やＩＣＴリテラシーについての社員への教育のための時間を持つことが困難だと思います。ですが、社員を守るという意味でも、事業者が意識を持って機会をつくりいただきたいと思います。そして、講師が不足していることからも、育成が必要です。教育の内容としては、スマホの使い方の講座は実施されているようですが、インターネットの基本的な仕組みについての教育啓発が、さらに重要と考えます。そして、デジタル広告の仕組み。例えば、インプレッション稼ぎにより広告収入が利用者に分配される場合があること。デジタル広告の掲載により、広告費を不当に搾取するサイトがあること。広告ブロックソフトを使うなどを知ることで、危ない広告ではないかというアンテナが働く可能性があります。悪質な事業者に利益がわたらず、適切な広告を出している事業者が適切な収益を得るべきだと思います。さらに、フィルターバブルによって繰り返し同種のトラブルに遭うこと。エコーチェンバーによる考え方の偏り、ファクトチェック、表現の自由や知る権利についての教育などを学ぶ必要があります。

次、お願ひいたします。

国・自治体に対してですが、まずはデジタル時代の消費者問題に対応するよう、消費者保護関連の法律の改正、具体的には、特定商取引法における通信販売取引の規制や取引デジタルプラットフォーム、消費者保護法におけるＳＮＳのＤＰＦに対して開示請求ができるようになること、権利侵害事案だけでなく、財産被害事案もプロバイダ責任制限法による開示請求ができるようにすることを求めることがあります。そして、ＩＣＴリテラシーのための財政的、人的、教育の場の確保などの支援。自治体による地域住民への情報発信や啓発。国、自治体、事業者団体、消費者団体が連携して偽情報誤情報に関して継続的に活動する組織をつくり、なりすましによる被害実態の把握や、偽情報誤情報に関するキャンペーンの実施。消費者教育・啓発の方策の検討をするということも提案したいと思います。

最後になりますが、プラットフォーマーの検索サービスや広告サービスにおいては、透明化法の下に自主的な取組を行っていることは承知していますが、取引の透明性を高めるの

と同時に、悪質な事業者を排除するための取組にもさらに注力いただきたいと思います。そして、SNSについては、取引デジタルプラットフォーム消費者保護法において、情報開示請求を可能とする適用範囲の拡大も検討していただきたいと思います。SNSでは、個人情報を公開せずにやり取りができますが、トラブルを起こした場合に情報開示請求を受ける可能性があると思えば、抑止効果も期待できるのではないかと思います。デジタル勧誘のトラブルから身を守るためにには、幼児から高齢者まで、各年代におけるインターネットリテラシーの教育が必要です。本協会としても、様々な年代において消費者教育・啓発に努めていきたいと考えております。

以上で報告終わります。ありがとうございました。

【宍戸座長】 増田委員、ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表について、御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 関西大の水谷でございます。御報告ありがとうございました。

SNSを利用した詐欺の被害の実態が非常に深刻であるということが、今日のお話から非常によく分かりました。ありがとうございました。

私からちょっとお伺いしたいのが、詐欺に利用されているSNSで、画像とか動画のSNSが多いという御指摘があったかと思うんですけども、それはテキスト投稿のSNSと明らかに、そういう被害相談の件数的に圧倒的に違うという感じなんでしょうか。それは、画像とか動画のほうがあるということが、そういうだまされやすさというか、そういう部分につながっているのかどうかというのをお聞かせいただければ幸いです。

【増田構成員】 これは印象なんですけれども、やはりメッセージ型のものよりは、画像とか動画の方が多いです。そして、動画のほうから、健康食品とか化粧品の定期購入という、そういう取引のトラブルが多いように思います。写真投稿型ほうはプロフィールを公開していることからではないかなと思うんですが、いわゆる国際ロマンス詐欺のような傾向があるのではないかという印象があります。SNSの特性によって、そういう分類を今、まだ消費者庁も多分できていないのではないかと思うんですけれども、そういう分類をした上で対応するということも必要かなとに思います。

【水谷構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。時間の都合上、この後、奥村先生、森先生、クロサカ先生までとさせてください。それでは、奥村先生、お願いします。

【奥村構成員】 奥村でございます。貴重な事例をいろいろ御紹介いただきありがとうございます。このような問題というのは、1人も取り残されないということが非常に大切なことだと思いますので、非常にいい、貴重なインプットだったと思っております。

私はちょっとニッチなことを伺わせていただきますが、先ほど財産被害事案でないものはそんなにないとおっしゃいましたけれども、ただ、その辺りに多分ニュースやなんかに関わることがあると思いますので、私の専門やなんかにも関わるものだということで御質問いたします。

それぐらい、そういう財産被害事案でないものの質問とか問合せというのはどれぐらいあるのかということです。それから、財産被害事案との境界みたいなところに、多分財産にも直結するようなニュースみたいなものがあるわけで、例えばこの前の紅こうじのようなものもそうですし、それから例えば金融機関の経営危機とか取付け騒ぎにつながるようなものも考えられるわけですが、そのような問合せというのは、そちらのほうで何か受皿になっているというような感じでしょうか。それとも、そういう問合せは他のところに行っているというような感じでしょうかということ。それから、そういうような問合せを受けられたときに、どのように御説明になったりするか、どういうエビデンスを上げられたりするのかということや、どちらに誘導なさって、そういう情報をより詳しく得てくださいというようなことをリコメンされているかということについて伺えたらと思います。

ありがとうございます。

【増田構成員】 財産被害事案だけじゃなく、そうした御相談もたくさん寄せられておりまして、消費生活センターであっせん解決することについては、財産被害事案が多いということです。そのようなことについては、やはり国が出している情報、あるいは企業が出している情報について情報提供をして、さらに詳しいことを知りたいといったときには関係部署あるいは企業そのものを御紹介するということになります。ただ、大抵のことは、消費生活相談窓口で対応できているのかなというふうに思います。

【奥村構成員】 分かりました。実感としてそのようなことでしたら結構です。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、森構成員、お願ひします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。大変よく分かりました。

質問が1点と、意見が2点ほどあります。

スライドの9ページのところなんですかけれども、すいません、御質問は9ページではなく、

統計を書いていただきました5ページなんですが、年代別それから年次別でお示しいただきましたけれども、年次固定で結構ですので、もしSNS別みたいなものがありましたら教えていただきたいと思います。所在だけでも結構です。消費者白書には、ぱっと見た感じではなかったような気がするんですが、当然SNSによって違いがあるんだろうと思いますので、そういうのがあつたら教えていただきたいと思います。

それから9ページ目なんですけれども、③のところ、2ポツ、取引D P F法の範囲が狭い、全くごもっともだと思います。ただ、こちら、取引デジタルプラットフォームに頭から限ってしまって、通信販売に限ってしまっているので、そういうことであれば、これを拡張するというのは大変な話ですので、SNSの法律において、投稿型プラットフォームの法律において、こういった問題を拾い上げていくということもアプローチとしては十分あるのかなというふうに思っております。それが意見の1点目です。

2点目ですが、消費生活問題では財産被害者がほとんどであり、権利侵害事案とは言えないといためという、これはプロ責法ではいけないというところの前振りとしてお書きいただいているんだと思うんですけども、消費生活問題というものをどう捉えるかという問題も、大きな観点としてはあるかなと思っていまして、消費生活問題を財産被害とか健康被害みたいなことに限らずに、例えばプライバシーの問題であるとか、誹謗中傷の問題であるとか、そういったことも消費生活問題に含めて考えていただくということもあるのではないかとかねがね思っておりましたので、この際、ついでで申し上げています。これが、文脈上はそういう御趣旨ではなく、プロ責法で、いけないことの枕としてお書きいただいているというのは理解しておりますので、ちょっと違う観点から申し上げるということでございます。

以上です。

【増田構成員】 ありがとうございます。SNSの種類によってという分類はできていないといます。本協会のほうで分類しようと思ったんですけれども、やはりそこの詳細な聞き取りが十分にできていないところがあります。SNSの詳細を聞いたところで、その人の消費者被害がどうにかなるということではないということが、まず前提にあって、それで現状では、その辺の聞き取りが不十分になってしまっていると思います。これを、被害回復だけではなく、事業者との連携ができて、そして何がしか解決が、解決というか、その後の問題につながるというような道筋ができるのであれば、それは積極的にやるべきだというふうに思いますので、そういうことのためにも連携が必要かなというふうに思っています。

プロバイダ責任法に関しても、先生おっしゃっていたとおりで、権利侵害というの

が消費者問題であるというふうに言って受け付けるためには、やはり背後の連携というのがないと、相談員としては、それを受け付けて、はい、おしまいというわけにはいきませんので、情報提供して、それをちゃんと受け止めてくれるところがあつてこそ、消費生活相談窓口としてしっかりとやっていけるのではないかというふうに、相談員の立場としては考えますので、やはりそこも含めて御検討いただきたいなというふうに思っております。

【森構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。ただ、連携ということの中身をどう考えるかということもあるかもしれませんけれども、どのＳＮＳで起こったか、分かったからといって当該被害が回復できないというお話は、それはミクロ的にはそうなのかもかもしれませんけれども、例えばどこのプラットフォームがめちゃくちゃたくさんあって、どこのプラットフォームはありませんということを、健全性の検討会なり、ほかの総務省の検討会で共有していただければ、当然そこからプラットフォームに対するヒアリングが入ったりとか、あるいはそれを、このような公開の場でやっているのでそれはどうなんだとメディアの方が思ったり、そういうきっかけになると思いますので、そのところは、連携としては緩やかなものかもしれませんけれども、決して意味がないわけではないように感じますので、情報提供いただければと思います。よろしくお願ひします。

【増田構成員】 分かりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、クロサカ構成員、お願ひします。

【クロサカ構成員】 慶應大学、クロサカです。御説明ありがとうございました。大変貴重なデータだと思います。

私から2点質問させてください。

今、森先生からの御指摘にも関連しますが、今実態把握をされている中で、皆様、ないしは皆様と連携されている機関、これは行政も入るかと思いますが、こういったところからＳＮＳ事業者への対策の申入れが行われているか、また、されているとしたらどのような反応があったかを、まず1つ目として教えていただければと思います。

2つ目は、資料の10ページ目に、広告会社による適切な審査という御指摘がありました。ここは、消費者が通知できる苦情受け付け窓口の設置であるとか、適切に対処しなかった場合の措置というような御指摘がありましたが、この辺りは広告業界の業界団体、これまで御説明いただいたり、今回もオブザーバーとして入っていただいているが、こういった方々と、何か協議をされたり、何か検討されようとしているようなことがもしあれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点でございます。

【増田構成員】 ありがとうございます。SNS事業者さんに直接申入れをしたり話し合いをしたりということは、現在しておりません。ただ、意見交換などをしたということはございます。あと、デジタルプラットフォームの協会がございますので、そちらのほうとの連携というのはしております。その他SNSに関しては、消費者庁に対して要望書を作成して提出したりというような活動というのはしております。

それから、広告会社についてですが、JAROさんとの連携はしておりますし、シンポジウムや研修会にお呼びして意見交換などをしているという状況にあります。

【クロサカ構成員】 ありがとうございました。ぜひそういう取組を今後も続けていただければと思います。何らか一助となればと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

【増田構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございました。今の森先生、クロサカ先生とのやり取りをお伺いしていても、消費者の権利についてどういうふうにデジタル時代で考えていくか。そして、それを実現するという観点から考えたときに、デジタル空間における情報流通の健全性がどう関わるのかということについて、非常にきっちりした議論が必要だなという印象を持ちましたし、当然ですけれども、今この場は総務省の検討ということですけれども、消費者庁ないし消費者委員会とも含めて連携をしていただきながら、しっかり議論していく必要があるだろうと思ったところです。

増田委員からは、非常に貴重な事例の紹介も含めてありがとうございました。

それでは、アジェンダの3番目、基本的な考え方のところに移りたいと思います。これまでの議論を踏まえまして、事務局において、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念の項目例、それから各ステークホルダーに期待される役割・責務に関するこれまでの議論の整理の資料を御準備いただきました。資料16-3-1、16-3-2でございます。こちらの御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局より御説明いたします。資料16-3-1を御覧ください。

こちらは、3月19日開催の第13回会合において、一案としてお示しをした資料13-4、デジタル空間における情報流通の健全性に関する基本理念（案）について、第13回会合で構成員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事務局にてアップデートしたものとなり

ます。

表紙をめくって、1ページ目と2ページ目は、第13回会合でお配りした資料13-4からそのまま抜粋しております。これを今回アップデートしたのが、3ページ目と4ページ目になります。

まず、3ページ目、項目ないしキーワードレベルで構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、改めて整理をしております。今回アップデートしたのは、主に黄色ハイライトを施した箇所となります。

まず、一番上、情報流通過程全体に共通する高次の基本理念の項目例として、自己決定や自律的な意思決定というものを、法の支配、民主主義とは別途独立した項目として入れてはどうかという森構成員、石井構成員からの御意見を踏まえ、「個人の自律的な意思決定」という項目を1つ追加しております。

なお、自律的な意思決定という言葉は、個人の認知領域が侵襲から保護されているという意味であったり、パーソナルデータの取扱いについて自己決定できているという意味であったり、様々なニュアンスが含まれているのではないかという御指摘もございましたところ、ここでは一旦いずれのニュアンスも含まれる前提の広い意味で全体に使用させていただいております。

それから情報の多様性という観点が重要であるとの森構成員の御意見につき、こちらは従前、多様な情報を摂取する機会を保障するという意味での知る権利に包含される概念として御議論いただいたところと存じますので、知る権利の後ろに括弧書きで「(情報の多様性)」と得出しさせていただきました。

他方で、情報発信に関する基本理念の項目例と、情報受信に関する基本理念の項目に挙げていた多様な個人のエンパワーメントは個人のエンパワーメントとしております。

次に、情報発信に関する基本理念の項目(例)のところ、発信する情報がどのようにできたのかというところについて、透明性を確保したり説明したりといったことが重要であるとの奥村構成員の御意見を踏まえ、「オープン・透明性」、「アカウンタビリティ」のキーワードは、この情報発信のところにも追加をさせていただきました。

なお1点、一番下の情報伝送に関する基本理念の項目(例)に関し、情報伝送という表現が物理的伝送を印象づけるので改めるべきではないかという御意見をいただいたところです。

ただこちらにつきましては、総務省設置法において、情報の電磁的方式による発信、電送

または受信を情報の電磁的流通と定義しているように、デジタル空間における情報流通のうち、発信と受信以外の部分を広く指して、媒介なども含む概念として伝送という表現を用いているものと御理解いただければと存じます。

こうした整理を踏まえて、4ページ目が具体的な基本理念の案となります。

こちらも、前回からアップデートしたところを中心に説明しますと、一番上の情報流通過程全体に共通する高次の基本理念（例）のところ、表現の自由と知る権利の実質的保障及びこれらを通じた民主主義の実現という表題は変更ありませんが、中身として、国民の自律的な意思決定というものが、必ずしも典型的な民主主義の論議に閉じないという点を明確にするため、国民の自律的な意思決定が保護されるとともに、これを通じた健全な民主主義が実現されることと言葉を補いました。またその下、安心かつ安全な情報流通空間としてのデジタル空間の実現の中身について、情報流通の過程全体を通じ、強靭なデジタル空間が実現することと言葉を補いました。こちらは平時、有事を通じた安心安全ないしレジリエンスという観点が情報伝送過程についても当てはまるということを明確にするとの後藤構成員の御意見を踏まえ、電送だけでなく、発信、受信も含め、それぞれの過程でこの観点が重要であることを明確にする観点から追記したものになります。

さらにその下、国内外のマルチステークホルダーによる国際的かつ安定的で継続的な連携協力の中身について、政府や事業者以外のステークホルダー、市民社会や消費者なども含むことを明確にしてはどうかとの生貝構成員の御意見も踏まえ、国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーという表現にそちらを表しております。また情報発信に関する基本理念（例）のところでは、先ほどの発信主体における透明性・アカウンタビリティ確保という御議論を踏まえ、自由かつ責任ある発信の確保として、透明性とアカウンタビリティが確保された責任ある発信がなされていることと追記をしております。

その上で、次に資料16-3-2を御覧ください。

先ほどお示ししたとおり基本理念を踏まえ、デジタル空間における情報流通に関わる各ステークホルダーに期待される役割、責務について、これまで構成員やヒアリング対象の皆様から様々な御意見をいただいたところですので、事務局にてそれぞれの御意見を1度整理し、ステークホルダーごとにまとめた資料となります。まだ取りまとめたばかりのものになりますので、もっとこういった役割もあるはずだ、既にこういった意見を言ったのだが反映されていないなどの、こちらの資料にも様々コメントあろうかと存じますので、ぜひ御意見をいただき、また事務局にてアップデートしてまいりたいと存じます。

まず、現時点版を説明させていただきますと、表紙をめくって1ページ目、こちらは2月5日の第8回会合でお示ししたデジタル空間における情報流通の全体像（案）をベースに、デジタル空間における情報流通に関わるステークホルダーとして、どのような主体が存在するか、おさらいの意味で掲載しております。それぞれのステークホルダーについて、指矢印の先に示したスライドで、役割・責務に関する論議をまとめています。

まずスライド2、政府、自治体に期待される役割・責務として、これまでに言及があつた主な例となります。マルチステークホルダー間の相互連携・協力に基づくガバナンスの基本的な枠組みの設定と調整、外国政府・自治体や国際機関、グローバルなプラットフォーム事業者等との緊密な対話・連携、この辺りもさることながら、情報発信主体の1つとして自らが制作するコンテンツの信頼性向上と国内外への発信力強化に向けたガバナンス体制を確立することも重要との御指摘がございました。また違法な情報流通に対する法と証拠に基づく迅速かつ確実な対応が重要である一方、プラットフォーム事業者をはじめとする民間部門との適切なコミュニケーション、その透明性・アカウンタビリティの確保も重要との御指摘は複数の構成員からいただいたところです。

さらにプラットフォーム事業者をはじめとする民間部門による取組に対し、直接介入や過剰介入は避けて側面支援をすること、デジタル広告の広告主の1つとして、アドフラウド対策やブランドセーフティー確保を通じ、広告費の支出に関するリスク管理・ガバナンスを確保することの重要性について御指摘をいただいたところです。

続いてスライド3、伝統メディアに期待される役割・責務としては、デジタル空間で流通する情報の収集・分析を含む取材とそうした取材に裏づけられた信頼できるコンテンツのデジタル空間における発信、信頼できるコンテンツの制作・発信に関する方法論やノウハウの共有など他のステークホルダーと緊密に連携することなどが挙げられておりました。

またファクトチェック機関を含むファクトチェック関連団体に期待される役割・責務としては、持続可能なファクトチェックの実現に向けたビジネスモデルの確立、効果的かつ迅速なアクトチェックの実現、これらの過程における他のステークホルダーとの緊密な連携、ファクトチェックに関する方法論やノウハウの共有、普及啓発、人材育成等を通じ、ファクトチェックの裾野を拡大し、社会全体への普及・浸透を促進することなどが挙げられております。

続いてスライド4、その他の発信主体に対して、例えば専門機関には、自ら専門領域に関わる偽・誤情報等へのカウンター発信など発信に係るガバナンスの確保、その他の企業には

デジタル広告の広告主として、ブランドセーフティーが自社ブランドの価値のみならずデジタル空間における情報流通の健全性に与える影響・リスクを認識し、これを軽減するための取組に主体的に関与すること、クリエイターや個人としての専門家、ネットメディアなど、その他の政策発信主体に対しては、発信者としてのリテラシーの向上などが求められるとの意見を伺っております。

次にスライド5、プラットフォーム事業者に期待される役割・責務としては、まずプラットフォームサービスに関する研究会の取りまとめにおいてなされているように、情報流通の適正化やユーザーの表現の自由の確保について一定の責任を負うこと、大規模なプラットフォームサービスの提供者はそのサービスの提供により情報流通について公共的役割を果たしていることが指摘されています。また本検討会の構成員の皆様からも、場面に応じ、国民にとって必要な情報を確実かつ偏りなく伝送すること、自社サービスやそのアーキテクチャーが情報流通の健全性に与える影響・リスクを適切に把握し対応すること、伝送情報へのコンテンツモレーテーションに関する透明性・アカウンタビリティを確保すること、利用者データの収集・利活用やこれらを通じたレコメンデーションを行う場合に、透明性・アカウンタビリティを確保すること、特に広告仲介プラットフォームの場合、広告そのものや広告配信先メディアの質の確保に向けた取組を実施し、その透明性・アカウンタビリティを確保すること、利用者のリテラシー向上支援、ファクトチェックの推進、これら各役割・責務を果たす上での他のステークホルダーとの緊密な連携といった役割に期待する声が聞かれました。

スライド6は、その他情報伝送に関わるステークホルダーですが、メタバース関連事業者に期待される役割・責務についてはこの後、情報通信政策研究所から詳しい説明があるかと思います。A I 関連事業者については、1月19日の第6回会合A I事業者ガイドライン案について担当部署から説明があったように、A Iが生成した偽情報・誤情報・偏向情報は、社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で必要な対策を実施すること、さらにはA I開発・提供・利用においてA I事業者ガイドラインを参照し、具体的な取組を自主的に推進することを期待する御意見がございます。さらにその他電気通信事業者には、安心かつ安全な情報伝送に関する知見や脆弱性情報の共有等を通じた他のステークホルダーとの緊密な連携を期待する声がありました。

最後にスライド7、プラットフォーム利用者・消費者を含む市民社会には、偽・誤情報の流通・拡散、A Iやデジタル広告の仕組みなどデジタル空間における情報流通に関するリス

クや構造の理解・リテラシー確保、さらにこれは政府や事業者の取組の透明性が確保されていることが前提ですが、政府や事業者の取組に対するモニタリングを期待する声が上がっています。利用者団体や消費者団体にも、市民社会のリテラシー確保に向けた支援に加えて、政府や事業者の取組に対してモニタリングを期待する御意見がございました。また教育機関や普及啓発機関に対しては、市民社会のリテラシー確保に向けた効果的な教育・普及啓発活動に加え、信頼できる魅力的なコンテンツの作成・発信に向けた人材育成を期待する声がございます。

最後に研究機関に期待される役割としては、デジタル空間における情報流通の健全性について、ファクトやデータに基づく専門的な研究・評価・分析を行ったり、それらに基づく技術開発や政府・事業者の取組に対する提言・助言を行ったりすることが挙げられております。

8ページ目以降は御参考まで関連する既存の基本法の責務規定を挙げております。

事務局からは以上となっております。

【宍戸座長】 ありがとうございました。この段階で構成員の皆様から御発言の御希望があるかと思いますが、ちょっと待ってくださいということで、今お話をありましたように、メタバース研の状況について承ってからということとしたいと思います。

総務省情報通信政策研究所、高本様より、安心安全なメタバースの実現に関する研究会、現在の検討状況について、資料16-3-3でございます。御説明お願ひいたします。

【高本部長】 安心・安全なメタバースの実現に関する研究会の事務局を務めております、総務省情報通信政策研究所調査研究部長の高本と申します。

メタバースについての現在の検討状況について御報告いたします。

まず、本研究会の検討の背景でございます。

こちら、現在開催されている研究会の前身の研究会として、2022年の8月から開催された、総務省のWeb3時代に向けたメタバースの利活用に関する研究会ですが、こちらではメタバース等の仮想空間の利活用に関して、ユーザーの理解やデジタルインフラ環境などの観点から様々なユースケースを念頭に置きつつ、情報通信行政に係る課題を整理することを目的に、12回にわたってご議論いただきました。その研究会でのご議論を踏まえ、2023年7月に公表した報告書では、メタバース空間内に係る課題と、メタバース空間外と関連する課題を整理し、課題解決の方向性を提示しました。

こちら、メタバース空間内に係る課題として、左の4つ。その課題解決の方向性として大

きく3つですが、①メタバースの理念に関する国際的な共通認識の形成、②相互運用性に向けた取組、③メタバース関連サービス提供者向けガイドラインの策定の3つを示しております。

続きまして、メタバースの空間外と関連する課題ということで、2つ課題を整理しまして、この2つの課題の解決の方向性として、①メタバースとU I／UXの関係等についての調査研究、②市場、技術、ユーザー動向の継続的フォローアップの2つを示しております。

それから、メタバースに係る国際動向でございますけれども、2023年の4月に開催されましたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合、その後、5月に開催されたG7広島サミットにおきましても、成果文書で、加盟国が信頼できる安全で安心な民主的価値に沿ったメタバースに向けての継続的な取組の必要性が示されているところでございます。

続きまして、本研究会における検討状況でございます。

本研究会の概要です。目的ですが、先ほど申し上げたように、前研究会でまとめられた課題解決の方向性、それから国際的な動きを踏まえ、ユーザーにとって、より安心・安全なメタバースの実現に向けて、民主的な価値に基づく原則等を検討するとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的としております。構成員ですが、学習院大学の小塚先生に座長を務めていただきまして、合計15名ということで、健全性検討会の構成員としては、石井構成員、江間構成員にも、御参加いただいているという状況でございます。昨年の10月から、これまでに5回の会合を行っているという状況でございます。

続きまして、民主的価値に基づく原則等の例でございますけれども、前述のとおり、ユーザーにとってのより安心・安全なメタバースの実現を目指す観点から、本研究会では、民主的価値に基づく原則等の例として事務局より素案をお示しするとともに、関連団体へのヒアリングと、それを受けた構成員の皆様にご議論いただいたところでございます。

こちら、事務局で作成した素案でございますけれども、御覧のとおり、大きく民主的価値に基づく原則と包括的な原則、それからメタバースの信頼性及び利便性の向上のための個別具体的な論点の2つに分けて構成しており、それぞれの項目として自由とルールの適正なバランス、個人の尊厳、参加機会の公平性、多様性、それから透明性、個人情報保護、説明責任、セキュリティ、相互運用性、リテラシーについてお示ししたところでございます。

続きまして、各会合での主な議論でございます。こちら、詳細については後ほど御覧いただければと存じますが、こちらの資料では、メタバースに関わる各団体の皆様からそれぞれの取組についての御説明と、その後お伺いした御意見とともに、構成員からいただいた御意

見を研究会の会合ごとにまとめております。

最後に、原則ですが、第1回から第4回の会合での御指摘を踏まえて修正したものが、この16ページ以降のメタバースの原則（1次案）でございます。

まず、前文でございますけれども、この最初のパラグラフ、民主的価値を踏まえたメタバースの将来像の醸成ですが、こちらではメタバースに対しての基本的な考え方を示しております。

まず、メタバースのポジティブな面ということで、将来メタバースが国境を越えて様々な仮想空間であるワールドが提供されて、メタバースが物流空間と同様に国民の生活空間や社会活動の場としてますます発展し、人々のポテンシャルをより一層拡張することが期待される一方で、ネガティブな面として、メタバースの設計や運営が過剰に商業主義的な動機で支配され、民主的な価値を損なうような仮想空間が出現する可能性。さらには、物理空間と仮想空間がこれまで以上に融合した結果として、メタバース上での出来事や価値観が仮想空間のみならず物理空間にも影響を与え、両空間の民主的価値を損なう可能性も想定されると。このような状況を防ぐために、以下の①から③をメタバースにおける民主的価値の主な要素ということで国際的な共通認識とした上で、メタバースの将来像の醸成を図ることが重要であるとしております。

主なこの民主的な要素として3つございますが、①メタバースが自由で開かれた場として提供され世界で広く享受されること。②メタバース上でユーザーが主体的に行動できること。③メタバース上での活動を通じて、物理空間及び仮想空間内における個人の尊厳が尊重される。

続きまして、原則の位置づけでございます。上述のこの民主的価値を実現し、ユーザーが安心・安全にメタバースを利用していくために、メタバース関連サービス提供者、これはプラットフォーマー、それからワールド提供者の両方を含みますけれども、この関連サービス提供者の取組として、以下の2つを大きな柱として位置づけております。

1つ目が、対ユーザーとの関係で重要な原則ということで、社会と連携しながらさらなるメタバースにおける自主・自律的な発展を目指すための原則。そして2つ目が、提供者自身の問題として重要な原則ということで、メタバース自体の信頼性向上のために必要な原則としております。

3パラ目ですが、このメタバースの自主・自律的な発展に関する原則についての考え方ということで、このメタバースがメタバース関連サービス提供者による多様な仮想空間の提

供とともに、ユーザー等によるクリエイティブなコンテンツ、UGCを含みますけれども、この創造によって、自主的な創意工夫により自律的に社会的・文化的発展を遂げてきたという経緯を踏まえ、ワールドのオープン性、イノベーションの促進、世界中の様々な属性のユーザーがメタバースを利用する多様性・包摂性、ICTリテラシーの向上やコミュニティ運営の尊重など社会と連携した取組とする。

そして4パラ目ですが、メタバースの信頼性向上に関する原則の考え方として、メタバースの自主・自律的な発展を支えるために、透明性・説明性、アカウントビリティ、プライバシーへの配慮、それからセキュリティ確保など、メタバースへの信頼性を向上させるために必要な取組としております。

そして、原則でございますけれども、先ほどのこの2つ、3パラ、4パラをまとめたものですけれども、メタバースの自主・自律的な発展に関する原則として、オープン性・イノベーション、それから多様性・包摂性、リテラシー、コミュニティ。続きまして、メタバースの信頼性向上に関する原則として透明性・説明性、アカウントビリティ、プライバシー、セキュリティを挙げております。

最後になりますが、本研究会におけるこの4回の議論としては、メタバースが自主・自律的に発展してきたという経緯、それからまだ黎明期の状態にあるということを踏まえ、引き続き自主・自律的な取組を進めて、メタバースが持っている多様性を維持発展させていくということが非常に重要であると。そのために、こういった要素、リテラシーであったりとか透明性・説明性、アカウントビリティといった項目が重要であるという方向で御議論いただいております。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 御説明ありがとうございました。それでは、これまでの御説明について御質問、御意見のある方は、チャット欄で私に発言希望を御連絡ください。大体30分というところを予定しております。落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 早速ですが、取りまとめ、どうもありがとうございます。非常によくいろいろな議論を拾っていただいて、関係者図や役割についても、整理が深まってきていると思います。

その上で、私から何点かコメントをさせていただきたいと思います。

1つが、先ほどの増田先生の御発表の関係ですけど、時間がなかったのでコメントをさせていただくことが難しかったのですが、やはりSNS型の投資詐欺の被害が深刻化してい

るところはニュースでもかなり出ておりますし、例えば私などもＳＮＳを利用していたりするときに、そういった明らかに詐欺広告であるだろうというものを見かけることがかなり多くあるという状況であります。特にインターネット上の詐欺広告、なりすましを用いたもの等への対応が必要ではないかと思います。これは、国としてもしっかりと、どういうことができるのかを考えていっていただくことが必要ではないかと思っております。

第2点としまして、今後検討していくべき点としてですが、今後の役割で、さらにデジタル広告に関与するような主体について、どういった役割を果たしていただくことが必要かについて、プラットフォームにおける対策というのが1つ中心になってくるであろうかとは思いますが、一方で、デジタル広告にどういう役割を果たしているのかについては、従来議論させていただいたアテンションエコノミーへの対策といったこともありますので、その辺りの観点も踏まえて御議論いただければと思っております。

続いて、一方のプラットフォームに関する図柄があったかと思いますが、そちらのほうで、1つ、アーキテクチャーの設計といった記載があるかと思いますが、この部分については、やはりアーキテクチャーの設計が後ろのほうに来ていますが、実際は、アーキテクチャーをどう設計するかによって、その後のモデレーションであったり、そもそもアテンションエコノミーが発生しやすいのかも変わってくるところがあろうかとは思います。モデレーションそのものも重要なと思いますが、アーキテクチャー設計は、付随的なものというよりかは、もしかするとより自主的に改善を促していくことという中で重要なポイントになるのではないかと思いますので、その辺も少し御検討いただければと思います。

また追加するべき点としては、救済手段も、どういう救済手段ができるかも必要かと思います。

最後ですが、こここのポイントとしては、表現の自由がありますが、場合によっては経済の自由等も関わってくるところがあろうかとは思います。純粹に表現の自由だけではなく、そのほかの自由も含めて担っている部分があろうかと思います。

私のほうのコメントは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、曾我部構成員、お願ひします。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。事務局におかれましては、取りまとめありがとうございます。

私も幾つかあるのですが、手短に申し上げますと、まず、この資料16-3-1の基本理念のところの1ページ目は従来の整理ということだというお話を言ったんですけども、この

左上のほう、オレンジの箱の中の左上から3つ目に、法の支配・民主主義というのがございます。民主主義が何を意味するのかはよく分かることですが、ここで法の支配と書かれているのは、どういう意味合いで書かれているのかなというところの御確認、御質問をさせていただきたいと思います。これは、恐らくEUのものを参考にされているのかと思うんですけども、確かにEUでは、情報空間の健全性の文脈で法の支配・民主主義ということを言うんですけども、その土台にあります欧州委員会の法の支配報告書というのがあって、その中では、法の支配というのは司法の独立であるとか汚職防止とか、自由で多元的なメディア、透明、良質な公行政等々とあるわけなんですが、こういったものを想定して法の支配と書かれているのであれば、ここで置くのが適切なのかどうかというところがやや気になるところで、別に積極的に反対するわけでもないのですが、御確認をいただきたいというのが1点目です。

それから、同じ資料の2ページ目の同じく上のオレンジの箱のところに、3つ丸がありますが、1つ目の丸です。表現の自由と知る権利の云々というところの2行目の小さい文字のところですが、中ほどに国民の自律的な意思決定とあるところについて、国民のというところです。これは個人のことじゃなくて国民のことなのかということです。これはつまり、個人ではなく国民、つまり国民全体のという意味で国民と使っているのかということが1つ疑問としてあるということと、仮に個人としての国民という意味であれば、これは必ずしも日本国籍に限らない話ですので、端的に個人と書けばいいのではないかということで、これも確認と御質問ということあります。

それから3つ目は、今度は資料16-3-2のところの2ページ目ですか。政府・地方自治体に期待される役割というようなところですが、政府の規制能力の強化と言うことをぜひ強調したいと思います。やはりデジタルプラットフォームというのは非常に理論武装面、それから情報面でも非常に優位にあるところがございまして、これに対抗していくためには、政府のほうも、専門的な知見であったり、あるいは情報収集能力というものを強化していく必要があるかなと思っておりますので、こういった規制能力の強化ということも期待される役割として重要な柱になるのではないかというふうに思います。

それから最後、4つ目ですけれども、これは恐らく、6ページ目のその他の電気通信事業者に期待される役割云々という辺りかなと思うんですけども、先ほど、今日前半の消費者目線からのプレゼンテーションの中でもありましたとおり、高齢者に関しては様々な対応が必要かと思う中で、通信事業者、携帯キャリアなどの取組というのも必要になってくるのか

なと思います。これは、従来青少年との関係で、フィルタリングの促進とか、そういったことをされてきたわけですけれども、高齢者に関しても、例えばシンプルな端末の普及に努めるとか、あるいはフィルタリングを推奨するとか、そういった高齢者なりのある種のリテラシーに適合した、言わば適合性原則のようなものを考えて、そういった形で端末提供やサービス提供において、携帯キャリア等に役割を求めていくということも重要なのではないかなどというふうに思います。

ということで、すいません、長くなりましたが、以上となります。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。御質問の部分がありますので、事務局、いかがですか。

【高橋係長】 御質問ありがとうございます。

いただいたご質問につきましては、事務局で整理させていただき、また座長とも御相談の上、御回答させていただきます。

以上でございます。

【宍戸座長】 承知いたしました。曾我部先生から法の支配について御質問があつて、私がどうするというのは難しいような気もいたしますけれども、確かにおっしゃっていることはもっとものなので、ここで法の支配という言葉を挙げることの意味合いについて、法務省あるいは日本外交、外務省も法の支配という言葉については大変思い入れがあると承知をしておりますので、少し整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、水谷構成員、お願いいいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。お取りまとめ、ありがとうございます。

私からは、これまでの議論の整理のスライドの2ページ目に、政府や地方自治体に期待される役割という点がありますけども、この点に関して、質問ではなくて意見を少し述べさせていただきたいと思います。

今日の増田構成員の御発表、また先ほど落合先生からも、なりすましの被害の、詐欺被害の問題の話がありましたけども、なりすましの問題は民主主義の問題とも関わる部分があるというふうに考えておりまして、特に選挙期間中の候補者などに関するなりすましが課題になると思います。これに対する対策は、本検討会が議論してきた基本理念として、民主主義のある種の健全性の確保ということがうたわれておりますし、そういった基本理念の観点からすると、政府の役割として非常に喫緊の課題であると考えております。もちろん、これ自体は政治的表現の自由や、あるいは選挙運動の自由と関わりますので、議論自体は慎

重にする必要はあるとは思いますけども、生成AIを利用し、候補者になりすまして、本人が言つてもいいことや、やってもいいことを加工して動画とかで流すというような行為は、そもそも現行の公職選挙法上も虚偽事項公表罪等があり、そういった諸法令に該当する場合もあるはずです。また通常問題となる偽／誤情報の場合とはちょっと異なっていて、こうしたなりすましは、そもそも情報の発信主体を偽装するという点で、不正であるということが明確であるという部分もあると思います。この点については、政府としても今後きちんと対応する必要があるのではないかというふうに考えた次第です。

なので、実際この役割の中に入れるかどうかはお任せいたしますけども、そういった部分について議論をしていく必要があるのではないかという話です。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。次に、奥村構成員、お願ひします。

【奥村構成員】 発言の機会をいただきありがとうございます。それから、取りまとめも非常に分かりやすくてありがとうございます。

私から2つ、コメントさせていただきます。

1つは、資料の16-3-2、全体像のことです。その話はもうしたでしょうというようなこともありますけれども、ちょっともう一度振り返ってつらつら見てみますに、もう少し生態系が複雑ではないかと思うということと、それからもう一つは、コンテンツ制作者として、新聞社とか放送とか挙げられているわけですけれども、その中のニュースというものとそうじやないものというのは少し区別して考える必要があるかなということです。ニュースというものは、本当に真実とか正確な形として伝わらなければならぬので、殊さら守られなければならないものかもしれないすると、そちらを何か特別扱いするような考え方というのは必要かもしれないと思っております。生煮えのまま申し上げておりますので、つじつまが合わないかもしれないんですけども、ただ、そのニュースというのは引用されいろいろな形で出回ります。特に、多分ネットやなんかのところで問題なのは、いわゆるミドルメディアとかまとめサイトとか、それから一部の強力なインフルエンサーの方のような方が、ある程度曲解をしてしまうような形で別の流通の仕方をしてしまうようなときに、それをさらにソーシャルメディアなんかで曲解をしたようなニュースというようなものがどのようにして修正されていくかというようなことになるかもしれないということです。それには、例えば、実は伝統的メディアがやっているコタツ記事やなんかも非常に悪い影響を及ぼすということで、実はメディアの中にも二面性というのがあるわけで、そういう

と真っ当なニュースの発信とか流通とかだけ守らなければいけないとすると、しかし、グルグル回る複雑な生態系の中でどういうふうに規制していくのかということになると、規制というような形で考えてしまうと、報道の自由というようなものの侵害にもつながってしまうなど。そうすると、業界のほうに自主的な、自分たちで自律的にそのようなものを保障するような仕組みというのを促すような仕組みというようなことを後援するような形で、こういうプランを運んでいく必要があるだろうなと思いましたので、一言コメントさせていただくということ。

それからもう一つは、もう少し現実的な、この後の問題になっていくかもしれませんけれども、連携とか協力とかコラボレーションのことが非常に強く言及されているのは非常によいことだと思っております。ただ、現実にそれを立ち上げるとすると、一体誰が主導するのかと。特に表現の自由に関わるようなこと、規制に関わるようなことになりますと、政府が主導するというわけにいかないとすると、どのような形でそれが立ち上がってしていくのか、展開していくのかということは非常に大切なことで、そこら辺の戦略というものはどのように考えていくかということは、とても悩ましいなと思って聞いておりました。特にプラットフォーム上のファクトチェックについては、世界的に何年もにわたって、コンテンツモーデレーションに関して、ファクトチェッカーとプラットフォームの間では不信感が漂っているというような状況がありますと、その連携というようなものが結局絵に描いた餅にならないためにどのような方策をつくっていくかということは非常に大切なことだと思うので、申し上げます。

ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、森構成員、お願ひいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。また、しっかりととした取りまとめをしていただいたと思います。

資料16-1-1なんですかれども、再々いろんなことを申し上げて恐縮ではございますが、3ページ目です。ありがとうございます。

1点目は、例の伝送話なんですかれど、納得いたしましたが、設置法がいつできたかという、あるいは改正されたかというようなこともありますて、依然として、すいません、ちょっと引っかかるてはいるわけですけど、そこの設置法の言い回しとして、発信、受信、伝送、発信し伝送され受信するということだと思うんですけども、それがイメージとして、私が宍戸先生にお電話をかけますと。移動なり固定なりのキャリアが伝送しますと。宍戸先生が受

信されますということであれば、それはもう全くイメージどおりなんですが、やはり近年の、近年のといいますか、ここで問題にしているのは、私がプラットフォームに投稿します、それをプラットフォームが媒介して多くの方が見る、受信するということなので、イメージ的には設置法の書きぶりとは合っていないような気がいたしますので、果たして設置法の時期にもりますけれども、そういうプラットフォームの媒介も含めたこととして伝送、トランスマッショング、そういう言葉が使われているのかということは、もう一度御確認をいたければと思います。

2点目は、情報発信のほうの中にオープン・透明性というのを入れていただきました。私、こっちはアカウンタビリティ、責任ある発信みたいのを入れてくださいというふうに申し上げたんですけども、そのオープン・透明性は同じじゃないかと言われるとそうかもしれないんですけども、基本的に匿名の発信行為が認められていて、もちろんそれは場合によっては分かれることがあるわけです、匿名性というのは。しかしながら、原則として匿名で発信していいということになっている場合に、オープン・透明性と入れていいのかなというのはちょっと疑問に思いました。それが2点目です。

3点目は、メタバースの御報告もいただきまして、ありがとうございました。そちらで拝見する限り非常に詳細な検討をしていただいていると思うんですけども、ざっくりとした印象なんですが、メタバースと現実世界の違いといいますか、メタバースの特徴として、現実世界と違って世界に対する操作性といいますか、世界をある種デザインすることが非常に自由に可能ということになりますので、そこにおける人たちを一定の方向に誘導したり操作したりするということは十分あり得て、そういうことに対する警戒ということを、現実世界とは違うものとしてお考えいただくということもあるかなというふうにちょっと感じた次第でございます。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、生員構成員、お願ひします。

【生員構成員】 大変丁寧に御整理ありがとうございました。

私から、細かいところ3点と、あとちょっと大きいところ1点ということになるんですけども、まず、資料の16-3-2のこれまでの議論の整理というところに関してでございますけれども、まず、プラットフォームに期待される役割というところに関しまして、これはプラットフォームの議論の整理、一番最後のところに含まれるかもしれませんけれども、例えばプラットフォームに期待するところというふうに言ったようなことは、様々な

ステークホルダーと協力しつつ、分けても、やはりこれまでの議論の中でも自主的な行動規範への参画やコミットでありますとか、また、あるいは様々なステークホルダーが、そのモニタリングに参加できることのための研究者によるデータアクセスのようなことの重要性というふうにいったようなこと、こういったことは、もしかするとより具体的なレベルで、今回ハイレベルな議論のまとめをいただいているところですけれども、重要でありますので、もしかすると具体で触れるということもあり得るのかなというふうに思ったのがまず1つでございます。

それから2点目として、これは曾我部先生がおっしゃっていた政府の規制能力という言葉でおっしゃっていたケイパビリティの重要性というのは、僕も完全に同感するところでございまして、そして、そのことというのが、例えば研究者へのデータアクセスのような形で、様々なステークホルダーが、そのケイパビリティをある種補っていくような仕組みをしっかりとつくっていきができる。最近、よく、いわゆる規範の策定だけではなくて運用プロセスにおけるマルチステークホルダーというふうに言ったような表現を使ったりもするんですけども、まさにそういったこととの兼ね合いも含めて、いかにガバナンスをする側のケイパビリティを全体として向上させていくかというのは重要なところかなというふうに改めて感じたところです。

それからもう一つ、このスライドの1枚目でございます。情報流通の全体像というスライドのところなのでございますけれども、このことについて、これも1個ちょっと細かいところかもしれないんですけど、一番下に、この研究機関、そして括弧の中に分野についての記述がなされているところでございます。ここで書かれていること、やはり非常に重要なのですけれども、この問題に関わる学問的なディシプリンというのは誠に多様である。例えばメディア研究であるとか、ジャーナリズム研究であるとか、そういったことも、等の中には含まれているとはいえ、もう少しいろいろなものが包含できる書きぶりにするというのも大事なことなのかなというふうに思いまして、例えば情報工学の「工」を取って情報学にするだけでかなり幅が広がったりといったようなところございますので、可能であればそういうことを御検討いただきたいなというふうに思ったのが3点目です。

そして、最後に1つとして、今回、メタバース研究会の議論を教えていただいて、そしてメタバース研究会の資料の9ページ、16-3-3の9ページです。ここで御用意をされている原則群というものを見て、およそ議論している対象は同じ、かなり近いものがありつつ、こちらにあって、この検討会の中で触れられていない、あまり触れられていない重要な論点

として、この相互運用性、下から 2 番目のインター オペラビリティの論点というものが触れられていることに、僕は非常に重要なことだなというふうに思いました。インター オペラビリティ、やはり様々なプラットフォーム、ホリゾンタルに接続がされて、しっかりとユーザー等が動くことができる。あるいはバーチカルに別のサービスを利用者が自由に様々な形で選ぶことができる。特に、メタバースの世界では重視される概念であることを承知していますけれど、プラットフォームレイヤー全体に対して非常に言えることあります。やはりちゃんとインター オペラビリティが確保されていること、このことというのは、昔、山本龍彦先生ともデータポータビリティと移動の自由という議論を少しさせていただいたこともございましたけれども、ある種、まさに消費者、利用者が自分の意思でプラットフォームを選ぶことができる。それはまさに非常に重要な選択の自由であり、まさにそれはある種、プラットフォームからの自由というふうにいえるかもしれない。今申し上げたような P t o C の関係というのがもちろんそうなんんですけど、これはまた翻って P t o B、ビジネスユーザーとの関係でも、様々なイノベーションの大前提となる概念あります。でございますので、個人的には、この検討会の原則群の中にも、特にその伝送レイヤーのところで、インター オペラビリティという概念を考えてみることは十分に検討の余地があるのではないかなどというふうに思いました。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございました。それでは、後藤構成員、チャット欄にもお書きいただいてはおりますが、よろしくお願ひします。

【後藤構成員】 ありがとうございます。

16-3-2 の資料についてちょっとコメントをさせていただき、お願ひをしたいと思ったところでございます。

このページ 1 は、以前の会合でまとめさせていただいたときに分かりやすくてすばらしいと思いました。特に、アテンションエコノミー等の仕組みが、偽情報の土台にあることの議論には使いやすい図だと思います。一方、今日、増田構成員のお話を聞くと、ページ 1 の図の外側にある取組、例えば今日お話しいただいたところは犯罪行為に近いところもあるわけなので、そういうものに対する取組まで関連してくると思うと、この 1 つの絵で表すのは楽ではないなという印象を受けました。

一旦 1 つにまとめたわけなんですが、それにこだわらずに、もう 1 回分解するのも手かなという気がしました。例えば、この後に続きますプラットフォーム事業者への要求事項にな

りますと、たくさんあるので、どれの関係でどれが求められているのかが分かりにくくなると思ったわけです。例えば、これは大きな意味での世論誘導の問題につながりますよねとか、これはネット詐欺につながりますよねというようなラベルづけを各要求項目していかないと、議論がなかなかかみ合わなくなるという気がしたというところでございます。

という意味で、事務局様にお願いになってしまいますが、役割や責務の中身を、もう1回グルーピングしていただく。特に、5ページのものを、大きな役割ごと、目的ごとにグルーピングしていただけだと議論がしやすいという印象を受けました。そういうお願いでございました。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。どこまでできるか分かりませんけれども、ちょっと御指摘踏まえて考えてみたいと思います。それでは、クロサカ構成員、お願ひします。

【クロサカ構成員】 クロサカです。ありがとうございます。

私からは、いずれも意見です。この後、さらに詳細化をされるというふうに考えておりまして、その一助になればというつもりですので、即応をしていただくということでは必ずしもないから、少し検討いただいた結果をまたいただけるといいのかなというふうに思っております。

いずれも事務局資料のページ3の黄色マーカー部分が中心になるんですが、まず1つ目、個人の自律的な意思決定というところ、言わんとされていることは何となくは分かるんですが、ここで自律的というのがどういうことかはどこかで書き下しが必要なのかなというふうに思います。当然の確認かもしれません、いわゆるカントが言うところの意志の自律、恐らくこの辺りに起因しているということだと思います。一方で、自律という言葉を使われると、他律との対比が出てきて、その個人には何らかの責任能力があるのか、カント的に言うと、高い次元の人間として達成されている状態なのかどうか。それが、つまり、そういう状態の人間でない人たちも、例えば子供であるとか責任能力の話が出てくるわけですが、そういう人たちも、1人の市民、ステークホルダーとして影響を受けているというふうに考えると、この自律的な意思決定というのをどういうふうに考えるのかというようなことは、何らか整理をしておいたほうが、後々にいいだろうと。これはすなわち立法が今後検討される可能性があるということを考えたときに、対象は誰であるか、主体は誰であるかというようなことに関係してくると思いますので、この辺りは定義をある程度明確にしていただくことがいいのではないかというふうに思いました。

2つ目は、オープン・透明性という真ん中のところです。森先生も先ほど少し御指摘があったかと思いますが、私は少なくともオープンと透明性は分けたほうがやはりいいのかなと思っています。似たような概念であるものの、例えばオープンであろうとすることと、透明であろうとすること、これは主体が違ったり、あるいはその当事者主体の意思が違う可能性があるわけです。オープンというのはどちらかというと、その主体自体、例えばプラットフォーム事業者であるとか、そういった主体自体が自ら積極的に開示しようというようなことを示唆するものですけど、透明、トランスペアレンシーというのは、何かトラブルがあったときに何でも明らかにしますと、受動的なものであるというようなニュアンスもあるかというふうに思います。ですので、実は同じようなことを扱っているけれども、見方が違うと大分違うというような話になりますから、この辺りはやはり整理が必要かなというふうに思いました。

あと、アカウンタビリティですが、これはちょっと、私も何か考えてみますけども、日本語にしていただいたほうがやはりいいんじゃないかと思います。いつも、A I 倫理であるとこの辺の話で、トランスペアレンシーとアカウンタビリティは片仮名で残ったままになってしまふんですけど、残った結果、説明責任ですよね、努力義務ですよね、みたいな話になってしまふところがある。私の理解では、説明責任は本来、説明義務を負っている当事者が特定されて責任が分解された状態で、だから、あなたはこれについては確実に責任を果たさなければいけない、こういう責務があるというようなことを前提として説明するかしないか、というようなことだと思います。そういうことをここは整理していかないと、恐らく、何となく努力義務的に対応すればいいんだよね的な抜け穴ができてしまう可能性があろうかと思います。抜け穴をつくるならつくる、つまり、免責事項をつくるということであればそれは明確にするべきだと思いますし、責任を明確にするということであればそうであるという趣旨で、やはりこの辺り、少し詰めていっていただく必要があるのかなというふうに考えました。

いずれもそう簡単に結論が出る話ではないと思いますので、今後の検討の1つのテーマというか、課題として考えていただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、お待たせしました、安野構成員、お願いします。

【安野構成員】 中央大学の安野です。本日欠席と申し上げましたが、要件が早く終わり

まして、出席させていただいております。ありがとうございます。

私からは、まず1点目は、2点ほどコメントを申し上げたいと思います。

まず1点目なんですかけれども、資料16-3-2です。コンテンツの信頼ということを何度か挙げていただきて、これはもちろん非常に重要だと思うんですけれども、民主主義や政府あるいはリベラルデモクラシーといった価値観への信頼といったものも非常に重要なだなというふうに考えております。世界価値観調査などと、若い世代で民主主義的な価値観の支持、必ずしもすごい高いわけではないというようなデータもございまして、こういった価値観への信頼をいかに涵養していくのかということも、背後の問題にはなるかと思うのですが、重要なかというふうに考えております。

もう1点ですかけれども、資料16-3-1、こちらもよくまとめてくださいまして、どうもありがとうございました。世論の研究者としては、表現の自由、知る権利、民主主義、それから個人の自律的な意思決定、どれも重要なと思うんですが、そしてこれを強調していただいたのは大変よかったですと思っておりますが、一方で、一見自由な情報接触をしていた結果、気がつかないうちに自律性が失われてしまう。具体的にはエコーチェンバー、フィルターバブルのような、そういった情報空間のバイアスがかかるということにも留意する必要があるかなというふうに思いました。

すいません、感想のようなコメントで恐縮です。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。大変貴重な御指摘を多数いただいたと思います。事務局のほうで全て受け止めて、さらなるバージョンアップをしていただければと思います。

それでは、議事の4に移らせていただきます。

今後の進め方につきまして、資料16-4-1、16-4-2により御説明お願いいたします。

【高橋係長】 事務局より御説明いたします。

資料16-4-1及び16-4-2を御覧ください。

こちらは前回第15回会合までにお話を伺ったプラットフォーム事業者9社、すなわちLINEヤフー様、ドワンゴ様、はてな様、サイバーエージェント様、Google様、Metacafe様、TikTok Japan様、Microsoft様、X様、それぞれ頂戴したヒアリングシートへの回答について、今後の議論の際に参考しやすいように設問ごとに横

並びに転記して整理した表になります。

こちらはヒアリングシートへの回答のみを転記しておりますので、例えば別途御準備いただいた当日の御説明用資料に記載の事項や当日の構成員の皆様との質疑応答時のやり取りなどは含まれておりません。

今後ですが、当日のやり取りの中では質問しきれなかったというお声をいただいた事項や、事業者の皆様において持ち帰って回答いただくことになっていた事項なども複数ございますのでそれらについて事務局で取りまとめ、各事業者にお送りし追加の御回答をいただくこととしたいと存じます。

その上で、この資料16-4-1及び16-4-2に記載のヒアリングシートへの回答、当日の説明資料、構成員の皆様との質疑応答時のやり取り、追加質問への回答内容を踏まえ、今後の対応に当たって基本的な考え方や具体的な方策を議論、検討いただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見のある方は、またチャット欄で私にお知らせをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

思い出しますと、年度初めドタバタで忘れてしまっておりましたが、年度末に、構成員の皆様に大変御協力をいただき、何よりもヒアリングに応じていただいたプラットフォーム事業者の方々にお礼を申し上げたいと思いますけれども、2日間連続、午前のラウンド、午後のラウンドという形で、貴重なインプットを5つの事業者様からいただきました。それについては、現在、先ほど事務局が示していましたように、表にして整理中であり、また、構成員の皆様から、会合の場、それから後のメール等でいただいた御質問等を整理して御回答をいただき集約する。その全部全体を見ながら、引き続き、先ほど議論ありましたようなプラットフォーマーの方々と、このデジタル空間の情報流通の健全性の関係について議論を深めるための、資料の作成を事務局にお願いをしているという状況でございますが、構成員の皆様、何か今の時点で御注意いただくべき点等ございますでしょうか。

今後、4月、5月、これまで議論してきたデジタル情報空間の全体像を見ながら、特にその要となりますプラットフォーマーの方々の役割、それから本日、先ほど生員構成員などからも幾つか御指摘ありましたけれども、日本社会、あるいは政府行政、あるいはユーザーの視点から期待すること、それ以外のプレーヤーの方々についても、この全体像の中で、どの

ような立ち位置、あるいはどのような関係性をつくっていっていただくのが望ましいと考えるか、認識を集約していくということになります。これまででは、ある意味で発散的にやつてきましたけれども、だんだん絞り込みをかけていくということになります。その観点から、今の時点で取りまとめていくに当たって、何かこういった点に注意をすべきではないか、先ほど後藤構成員からもいただきましたけれども、お気づきの点があればいただければと思います。

この資料2つに限らずということで、それでは、アジェンダの5に移らせていただきます。自由な意見交換の時間で、残り時間、御発言があれば承りたいと思います。本日で言いますと、増田構成員の御発表、事務局からの御説明2つに合わせまして、御意見等ありましたら、チャット欄でまた私にお知らせをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。増田構成員、お願ひします。

【増田構成員】 本日は、報告させていただきましてありがとうございました。

ちょっと不足していたことがありましたので、お伝えしたいと思うんですが、まず、先ほどの総務省様の方でお作りになって資料の中で、消費者や消費者団体の役割としてリテラシーの確保などが書かれておりまして、さらに政府や事業者の取組に対するモニタリングということがありました。もしかしたらそこに含まれているのかもしれないんですけども、消費者が情報提供したり意見を伝えるということも権利の1つですので、その確保ということも含むということの認識をしていただきたいなというふうに思います。

先ほど森先生などからも御指摘がありましたとおり、消費生活センターでは、財産被害の被害回復の対応が大変多いわけなんですが、もちろん権利侵害やなりすまし、偽情報誤情報について心配するような問合せなども多く寄せられておりまして、それらについては、国などの情報を提供したり、必要な場所を御紹介したり、それから権利侵害など被害回復を実際にしたいというような場合には、法的手段などについてもお伝えしています。ただ、そうしたことも広く受け付けているということを改めて周知していく必要がありますし、そのためには、やはりDBFの個別の固有名詞などもきちんと聞き取りをして、その分析も消費者庁にはしていただくとか、そういう基礎的な情報というもの情報収集も必要だというふうに改めて思いました。

ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、山本健人構成員、お願ひします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。私からは、全体に係わるかはわかり

ませんが、1点コメントです。本日も基本理念を含めて、非常に複雑な問題を丁寧に整理いただいていると思うのですが、他方で基本理念の構造はかなり複雑になっており、基本理念を構成する価値も膨大な量になっている印象です。この点、各基本理念や価値それぞれがなぜ重要なのか、あるいはそれぞれの理念や価値が何に由来して重要と考えられているのかといったところもこれから議論を収束させていく中で、ある程度、説明を加えていただけると良いかなと思います。そうした方が、特に検討会の外から見たときに各理念や価値がなぜ重要視されているのかというのがより分かるのではないかと思いました。端的には、憲法的価値や、より高次の立憲的価値、あるいは特定の実定法上の価値との結びつきを明確にしていった方がよいのではないかと思うところです。

すみません、以上意見でした。

【宍戸座長】 山本構成員、ありがとうございます。お言葉を返すようござりますけれども、山本健人構成員にも、ぜひ事務局にいろいろ御助言ないしお力添えいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。先ほどのヒアリングシートの件なんですけども、ぜひともそのように一覧性の高い形におまとめいただきたいと思いますが、やはりそれによって明らかになるといいますか、既に拝見はしたところですので、また質疑もさせていただいたので分かることとして、プラットフォームごとの特徴が非常に出ていて、まちまちであるということかと思います。

今日、増田さんの御発表に対して、プラットフォーム別の数字がありませんかというふうなことをお尋ねしたのもその趣旨でして、特に偽情報誤情報に対する対応として、言語別日本語についてということについては、やはりそういう情報を持っている方と持っていない方がいて、持っていない方については、それはしかるべき事情によって出せないのだということがありました。

対応について、私は特に有名人の名前とか画像を冒用して成りすまして発信をするということについて、どうですかということをお尋ねしましたけれども、これについては、皆さんが対応されているという御回答だったわけなんですが、そこに感じられるのは、グローバルな対応と日本における対応というのは必ずしも同じではないということで、グローバルに対応されているんだと思いますけども、日本では対応されていないということも十分に考えられるのかなと思います。それが、本日の増田さんの御説明にあったような詐欺のケー

ス、それからまた、広く報道されている前澤さんの件です。テレビでも大々的に報道されてると言つて過言ではないと思いますが、一向に改善されないと、残念ながらそういうことですので、そうすると、ここでヒアリングをしても、グローバルな回答をお答えいただいて、グローバルには対応していますけれども、日本についてはよう分からんということで、そのまま事柄が過ぎ去ってしまうということですので、やはりこういう聞いて聞きつ放し、検討して検討しつ放しというのはよろしくないと思いますので、もう少し踏み込んで、なりすましに、例えばですけども、なりすましに対する対応するために、しっかりとした形で情報提供をしていただく、プラットフォーム事業者に情報提供していただくべき法的枠組みをつくっていくことが必要なではないかなというふうに思います。それは、プラ研の申し送りでもありますし、私としては、そこが法律の隙間というか穴になっているだろうと思っていまして、取引透明化法は取引型プラットフォーム、本日増田さんからお話をありました、取引D P F 消費者保護法もそうですよね。ですので、統合型プラットフォーム、S N Sについて透明化する、モダレーションを透明化するという法的枠組みを検討することが必要であるというふうに思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。その辺りは、この親会もそうですし、ワーキンググループでも含めて、少し議論を深掘りして論点を洗い出していただければと私も思っております。

それでは、曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。

今の森先生の御発言と関わる点もあるんですけども、2点ございますが、1つは、ヒアリングシートに関して、その評価がなかなか難しいというところで、なかなかの委員の間からもコメントが出にくいかなと思っているんですけども、これは先ほど森先生の御発言とも関連、グローバルといいますか、よその国、E Uやアメリカ等々で出されている透明性レポート等々と比較して、どこまでの御回答いただいているのかとか、そういう比較の視点があると、このヒアリングシートの評価の一助になるのではないかというふうに思いました。膨大なものを読み解いて分析するというのは大変な作業ではあると思うんですけども、もしそのヒアリングシートをさらに活用していくということであれば、そういうやり方もあるのかなというふうに1点思いました。ただ、偽情報に関しては、各国の透明性レポートも必ずしも十分な記述がないという声もあったかと記憶していまして、その方法が通用

するのかというのは別途ありますが、その点をまず申し上げたいと思います。

もう一つは、これも森先生の先ほどのなりすましの投稿の広告の話と少し関わるんですけども、グローバルなビッグテックの消費者対応に関しては、この偽情報の問題に限らず、やはり日本企業一般の消費者対応の水準と比較するとかなり改善の余地があるだろうというふうに思っています。ちょっと長くなつて恐縮ですが、1点、私が面白いなと思った事例を御紹介すると、あるビッグテックの地図情報サービスにつき、これは申請をするとぼかしを入れてもらえるということがよく知られていますが、私の聞いた事例ですと、一旦ぼかしを入れてもらったんだけれども、別な事情でやっぱり外してもらいたいということを伝えたところ、全く相手にしてもらえなかつた結果、訴訟を提起したということです。訴訟を提起すると、大手事務所の代理人が出てきて、一応話を聞いてもらえると、そういう事例があったということです。

ここから分かりますのは、通常であれば、普通に消費者意見を一定聞いてもらえるはずのところ、ビッグテックに関しては機械的な回答が返ってくるだけであるという中で訴訟を提起せざるを得なかつたと。そういうことで、消費者対応に非常に改善の余地があるんだろうということがあると思います。

先ほどの森先生のなりすまし、広告の話とも通じますのは、一般消費者の声で、それも先ほど森先生おっしゃったとおり、法的な枠組みが必要なのかどうかはともかくとして、問題にする余地があるのかなというふうに思いましたので、御紹介をさせていただきました。

以上になります。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。残り10分でございますけれども、山本構成員、生貝構成員、クロサカ構成員、落合構成員からそれぞれ御発言の希望ありますので、それ手短にお願いいたします。山本構成員、お願いします。

【山本（龍）構成員】 ありがとうございます。

3点あります。

手短にというお話をさせていただくと、1つは、資料の16-3-2の各ステークホルダーに期待される云々のスライドの2ページ目の、政府・地方自治体に期待される役割云々のところなんですが、私はこの中、見る限りなんですかけれども、例えば1つ目、2つ目というのは、政府と外のアクターとの連携というものを言っているんですが、政府の内部の中でと連携というのも必要になってくるんじゃないのかというのが1点です。プラットフォームの役割というのは領域横断的ですし、非常に包括的なサービスをやっているというところ

であるのに対して、政府は、ともすると縦割りになりがちというところがあって、そういう意味では、政府の内部での連携というのも、このプラットフォーム、特にプラットフォームとの対応に関しては求められる部分があるんじゃないかなというのが 1 点です。

2 点目は、さっき山本健人さんがおっしゃっていたところですけれども、やはり憲法の価値とのつながりみたいなところをもう少し強調してもいいかなというふうに思いました。

というのも、EU の場合には、AI 法ですかデジタルサービスアクト、GDPR なんかもそうなんですが、EU の基本権憲章とのつながりというのを前文とか目的規定で明確化していく、基本権を保障する憲法の条文も引いているということがあろうかと思います。そういう意味で、今回最初に挙げていただいた資料の表現の自由ですとか知る権利とか、これはいずれも憲法に紐づくような、ひもづくというか憲法が保障しているものもあるので、その憲法との関係性を、対応関係というのを明示して憲法の価値を具体化していく、憲法具体化法のような、これは法にするかどうか別として、憲法価値等の結びつきがあるということは強調した方がいいんじゃないかなというのが 2 点目。

それから 3 点目は、アテンションエコノミーへの向き合いというのは非常に重要だと思うので、アテンションエコノミーの行き過ぎに対する向き合いということについてどこかに書いたほうがいいのかなと。日本のどう向き合うのかというスタンスを示していくという意味でも重要なかなというふうに感じましたので、私が見落としであれば申し訳ありませんけれども、検討の余地があるかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ダブル山本でいろいろ御対応いただくところがあるのかなと思いました。

それでは、生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 ありがとうございます。

僕は 1 個だけなんですけれども、こういった重要な問題に取り組むときは、恐らく制度論や努力や連携や工夫によって対応すべきところと、それからお金をかけて対応せざるを得ないところというのが、多分両方あるんだろうなというふうに思います。そうしたときに、先週ワーキンググループで欧州の AI 法を紹介させていただいて、特にシステムリスクを有するような巨大な AI については、AI Safety Institute のようなところを日本も含めて各国作って、そのリスクアセスメントというものをしっかりと組織立ててやっていくというふうにいったような取組があるということ、重要だということ

を御紹介させていただいた一方で、他方で、例えばプラットフォームのコンテンツモデレーションで用いられるAIであるとか、あるいは広告審査で用いられるAI、さらにはより広いシステムリスクというものを深く正しく理解をしていくためにも、コストをかけざるを得ない部分というのがあるのだろう。このことというのは、先ほどの政府のケイパビリティに関わるところであり、あるいはもちろんモニタリングというのを消費者団体がやつていただいているですとか、あるいはここに御参加いただいたような研究者の方々がデータアクセスに基づいてやっていただいたりということも重要であり、しかし、それだけではないしっかりとした組織のようなものというのを、このプラットフォームレイヤーの中でも、やはりAISIのようなものと並ぶ形で考えていく価値というものがあるのではないか。もちろんそのことというのは一朝一夕でいくことではありませんし、ここの課題を超えるところもあるかもしれませんけれども、ぜひその両面から考えていく価値があるイシューなんだろうなと感じております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。クロサカ構成員、お願いします。

【クロサカ構成員】 手短に、先ほど生員構成員が、メタバースの報告を踏まえて、相互運用性について言及されていました。御指摘を受けて、確かにそのとおりだと聞いていたのと同時に、ここでいう相互運用性は一体何を目指せばいいのかということが、結構難しい問題を含んでいる、それも含めて提起されたという理解をしています。

たとえば、いわゆる前澤広告が今社会問題として提起されているんですけれど、私、4人家族で、私以外全員女性なんですが、うちの残り3人の女性たちには一切そういう広告がフェイスブックでもほかのプラットフォームでも出てこないです。まず女性が多分ターゲットにされていない。あと、子供たちは高校生、中学生なんですけど、そこもターゲットにされていない。つまり、これは中年男性をターゲットにしている可能性が極めて高いということが仮説として見えてきます。私の家族からすると、こういう問題が世の中にあるんだよと私が丁寧に説明して、「ああ、そうなんですね」というふうに反応するんですが、説明がなければ世の中にそういう問題があるとはほとんど知らなかつたというのが実は実態としてある。これは、実は調べてみるとそういう傾向があるんじゃないか私は思っています。

つまり、こういう広告が出るということ自体も、もう既にターゲティングされアテンションの構造の中に入っているわけです。なので、プラットフォームのアルゴリズムに依存して

いる。これはデータエコシステムをそれぞれが個別に持っている中で成立している話なので、こういう状態で相互運用性というのは、下手をするとコンタミネーションを起こしてしまう可能性があるわけです。つまり、プラットフォームで分かれているファイアーウォールが引かれていたから汚染が広がらなかったのに、混ぜるとぐちゃぐちゃになって、見なくともよかつた人たちに見えててしまう可能性が出てくるということです。これは技術的な課題としても恐らくあると思います。

インター操作abilityというのは、実は結構深遠な問題を技術的にも持っています、インターネットの構造を考えてもそんなに簡単には実現できないから、インターネット屋というのは年に3回、IETFでひたすらこのインター操作abilityを念佛のようにとなえて、どうやって実現するかということを議論しているわけですが、否定しているわけでは決してないんですけど、相互運用性の何を実現すればいいのか、何を実現すると我々の利益、公益になっていくのかということをちょっと考えなければいけないなということだと思っています。この辺りを、実態も含めてもうちょっと解体していくプロセスというのが今後継続的にあるといいなというふうに思いましたので、ちょっとそういった視点、技術的なことと目指すべき姿は何なのということと、この辺を継続で考えられるといいかなというふうに感じました。

以上です。

【宍戸座長】 クロサカ家の情報通信サービスの利用環境状況も含めて、ありがとうございます。それでは、落合構成員、手短にお願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。

私のほうも二、三点ほど手短に思います。

1点が、今クロサカ先生がおっしゃられた情報に関する相互運用性に関する部分です。恐らくアクセスに関するものであったり、生貝先生がおっしゃっていた中で、若干データポータビリティのように聞こえるようなところもありまして、様々な話があったと思います。実際は、連携関係の中で、どういう情報が各主体で連携されていないといけないのかによって求められる相互運用性も変わってくるとは思います。そういう意味では、連携及びそこでの情報の伝達、これは単純なアテンションエコノミーであったり、現象面としての個人情報の利用とはまた別に、対策のレイヤーでの情報の流通をマッピングしておいたほうがいいかと思いました。

もう1点が、各社の回答が違こと自体は当然あると思っておりまして、その点はかなり強

く認識しないといけないのではないかと思います。やはり先ほど申し上げたアーキテクチャーが各プラットフォームによって異なります。ゆえにこの項目を行うことに本当に意味がないので回答がないことと、一方で、もしかすると手を抜いているだけかもしれないことのいずれなのかというのは、必ずしも、例えばある項目に該当があるかないだけでは分からぬいところがあると思います。必ずしも個別具体的な義務というのをDSAにおいても課していかなかったりしますし、米国の議論でも、自主規制的にプラットフォームに行わせることの評価が出てくるのは、やはり構造が違うので画一的な対策をすれば終わりになるわけではないということなのだと思います。

その点を踏まえて評価をしていくということが必要だと思いますが、最終的には、やはり何らかの目標があって、それとの関係で、どういうことを全体としてはしていくのかです。その中で、モダレーションや救済であったり、相談であったり、そういう手段をいかに併用して使っていくのかという話かと思っております。

【宍戸座長】 ありがとうございました。生員構成員からチャット欄で、クロサカ構成員の御指摘について、まさにコストがかかるという点が検討の価値がある部分だと思いますというコメントをいただいていることを、私から申し上げておきたいと思います。

以上で、本日予定したアジェンダは全て終わりになります。議事の6は例によって省略をさせていただきます。

事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第16回会合及びワーキンググループ第13回会合の合同会合を閉会させていただきます。本日も大変お忙しいところ活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。